

提供日 2023/03/10
タイトル ふじのくに安全・安心認証（宿泊施設）制度 認証基準を改正します
担当 スポーツ・文化観光部 観光交流局観光政策課
連絡先 企画班
TEL 054-221-3617



ふじのくに安全・安心認証（宿泊施設）制度 認証基準を改正します

国の新型コロナウイルス対策の変更に伴い、ふじのくに安全・安心認証（宿泊施設）制度における認証基準を改正します。

1 名称

ふじのくに安全・安心認証（宿泊施設）制度

2 内容

「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を受け、お客様及び従業員のマスク着用を求めている項目を削除する等、令和5年3月13日付で、認証基準の項目数を115項目から52項目へ緩和します。

<主な改正項目の例>

改正前	改正後
お客様及び従業員のマスク着用	削除
フロントデスク(受付窓口)のビニールカーテン等による遮蔽	削除
接触頻度の高い箇所や備品に対して、回数 を規定した清拭消毒を実施 (例:1回の受付ごとにコイントレイの消毒)	接触頻度の高い箇所や備品に対して、適時清 拭消毒を実施 (例:適時コイントレイの消毒)

※「入館時の手指消毒」等は、令和5年3月13日以降も継続して実施していただく。

3 備考

・「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び、改訂された「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第4版）」（令和5年3月13日全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会等）に基づいて、本県の認証基準を改正

・改正後の認証基準は別添資料のとおり